

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年2月3日

【会社名】 株式会社 ベネフィット・ワン

【英訳名】 Benefit One Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 白石 徳生

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号

【電話番号】 03-6892-5200（代表）

【事務連絡者氏名】 常務取締役 野曽原 浩治

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号

【電話番号】 03-6892-5200（代表）

【事務連絡者氏名】 常務取締役 野曽原 浩治

【縦覧に供する場所】 株式会社 ベネフィット・ワン 大阪支店
（大阪市中央区淡路町四丁目2番15号）
株式会社 ベネフィット・ワン 名古屋支店
（名古屋市中村区名駅一丁目1番4号）
株式会社 ベネフィット・ワン 横浜支店
（横浜市中区相生町二丁目31番地）
株式会社 東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

当社は、平成25年9月25日開催の取締役会において、子会社を設立することを決議し、平成25年10月29日に設立いたしました。その後平成26年1月30日に増資を実行した結果、当該子会社は当社の特定子会社となりますので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金および事業の内容

名称	Benefit One Asia Pte. Ltd.
住所	80 Robinson Road 10-01A Singapore
代表者の氏名	白石 徳生(当社代表取締役社長)
資本金	設立時1百万シンガポールドル、増資後5.5百万シンガポールドル
事業の内容	アジア地域進出・統括事業、福利厚生代行サービス事業等

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前(増資前) 6,000個

異動後(増資後) 33,000個

総株主等の議決権に対する割合

異動前(増資前) 60%

異動後(増資後) 60%

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社は、アジア地域の福利厚生代行サービス事業を統括することを目的とし、Benefit One Asia Pte. Ltd. を設立しました。平成26年1月30日の増資後の当該子会社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当するため、同社は当社の特定子会社に該当いたします。

異動年月日

設立 平成25年10月29日

増資 平成26年1月30日

以上